

令和 7 年度五城目町会計年度任用職員 第 8 次募集要項

《募集期間：令和 7 年 1 1 月 4 日（火）から令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）まで》

五城目町会計年度任用職員を募集します。

五城目町会計年度任用職員における第 8 次募集応募者については、提出を受けた所定の採用申請書を基に書類審査を行うとともに面接試験を行い、採用の可否を決定します。

会計年度任用職員制度について

会計年度任用職員は、パートタイム（1 週間あたりの勤務時間が 38 時間 45 分より短いもの）とフルタイム（1 週間あたりの勤務時間が 3 8 時間 4 5 分のもの）に区分され、当町では、当分の間パートタイムに限った任用とします。

1 基本事項

任用期間	「一会計年度内」となります。（令和 7 年度の場合、最長で令和 8 年 3 月 3 1 日まで）
勤務条件	①勤務時間・勤務日・休日 勤務時間は、基本的に月曜日から金曜日までの午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分までの範囲内で、一日あたり休憩時間 1 時間を除く 7 時間以内、一週あたり 3 5 時間以内の勤務時間が割り振られますが、それぞれの職種に応じて、早番・遅番などのシフト勤務や土曜日・日曜日勤務がある場合もあります。 休日については、週休日は週に 2 日以上となり、職種ごとに設定されます。その他、年末年始と国民の祝日に関する法律に規定する日が休日となります。 勤務時間・勤務日については職種ごとに異なりますので、別表で確認ください。 ②休暇 休暇について、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇として有給休暇である忌引休暇、結婚休暇等、無給休暇として産前・産後休暇、病気休暇、看護休暇、介護休暇が取得でき、また要件を満たせば育児休業を取得することもできます。 ③勤務場所 別表で確認ください。
給与	①報酬（給料） 報酬（給料）は、時給、日額または月額で支給されます。（当分の期間、日額、月額での採用予定はありません。） 報酬（給料）の額は、会計年度任用職員の給料月額を定める給料表の 1 級 1 号給を基礎に、職種、業務内容、勤務形態等に応じて決定します。 ※ 職種ごとの報酬（給料）は別表を確認ください。 ②手当等 ・ 期末手当及び勤勉手当 基本的に、任用期間が 6 か月以上で、週の勤務時間が算定期間を平均して 1 5 時間 3 0 分以上となる場合は 6 月期と 1 2 月期に期末手当及び勤勉手当の支給があります。（6 月期の支給は 4 月 1 日に新規採用の場

	合は期間率30パーセントで計算されます。) ・通勤手当 週4日以上勤務で、自宅からの距離が2キロメートルを超える通勤に係る経費については、自動車による通勤を原則とする手当の支給があります。 ・その他 時間外勤務、休日勤務または夜間勤務が生じた場合、報酬に加算があります。また、公務による旅行には旅費の支給があります。 ③支払日 報酬(給料) 毎月21日(月額給を除き月末締め) 時間外手当 毎月21日(月額給を除き月末締め、ただし、月額給は前月末締め) 期末手当及び勤勉手当 6月30日、12月10日 ※ いずれの場合も、支払日が土日・祝日となる場合は、直前の金融機関営業日に支払います。
社会保険等	社会保険・雇用保険 勤務条件が健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法等に基づき、それぞれの保険に加入することとなります。(基準を満たさない場合は、加入できません。) ※ 別表により確認してください。
服務	任用期間中は、次の義務を負います。 ①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条) ②信用失墜行為の禁止(同法第33条) ③秘密を守る義務(同法第34条) ④職務に専念する義務(同法第35条) ⑤政治的行為の制限(同法第36条) ⑥争議行為等の禁止(同法第37条) ⑦営利企業への従事等の制限(同法第38条)※ ※ パートタイム会計年度任用職員である場合 兼業を行うことができますが、兼業を開始した、又は兼業をしている場合は、速やかに所属長に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。

2 応募方法

役場総務課から「令和7年度五城目町会計年度任用職員《第8次募集》採用申請書」の提供を受け、必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、下記の提出先にご持参ください。(資格を有する職種に登録される場合は、免許状などその資格等を証明する書類などの写しを添付してください。)

3 募集(申請受付)期間

第8次募集・・・令和7年11月4日(火)から令和7年11月14日(金)まで

4 面接試験

令和7年11月21日（金）を予定しています。

日程の詳細については、後日お知らせします。

5 採用の決定

提出された採用申請書等の書類審査のうえ別途実施する面接試験に合格した場合、五城目町会計年度任用職員採用候補者名簿に登録されます。候補者名簿に登録された方の中から採用されることとなります。

なお、会計年度任用職員は、すべて条件付きの採用であり、採用後1ヶ月以上の期間、勤務が良好な成績と認められない場合は正式採用となりません。

また、次のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 五城目町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 採用申請書の請求、提出および問い合わせ先

五城目町総務課職員募集担当

〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1番地1

電話018-852-5332（直通）

別表

職種	募集 人数	必要 資格	業務内容	①週の勤務時間 ②1日の勤務時間 ③勤務場所	報酬 (給料)	任用期間	社会 保険
① 学習支援員（学校 ICT支援員）	1名	普通自動車運転免許、パソコン操作等 ※ 小学校または中学校の教員免許状保有者を優遇	情報通信技術支援（ICT支援員）	①35時間 ②8:20から16:50のうち7時間（休憩1時間除く） ③町立小中学校	時給 1,139円 ※ 優遇する資格を保有する方 時給 1,342円	R7/12/1～ R8/3/31 夏休みなど長期休業時は実情に応じて休暇とする	有
② 調理員	1名	資格不要	町立学校での給食調理等	①35時間 ②7:30から16:50までのうち7時間（休憩1時間除く） ③町立小中学校	時給 1,024円	R7/12/1～ R8/3/31 夏休みなど長期休業時は実情に応じて休暇とする	有